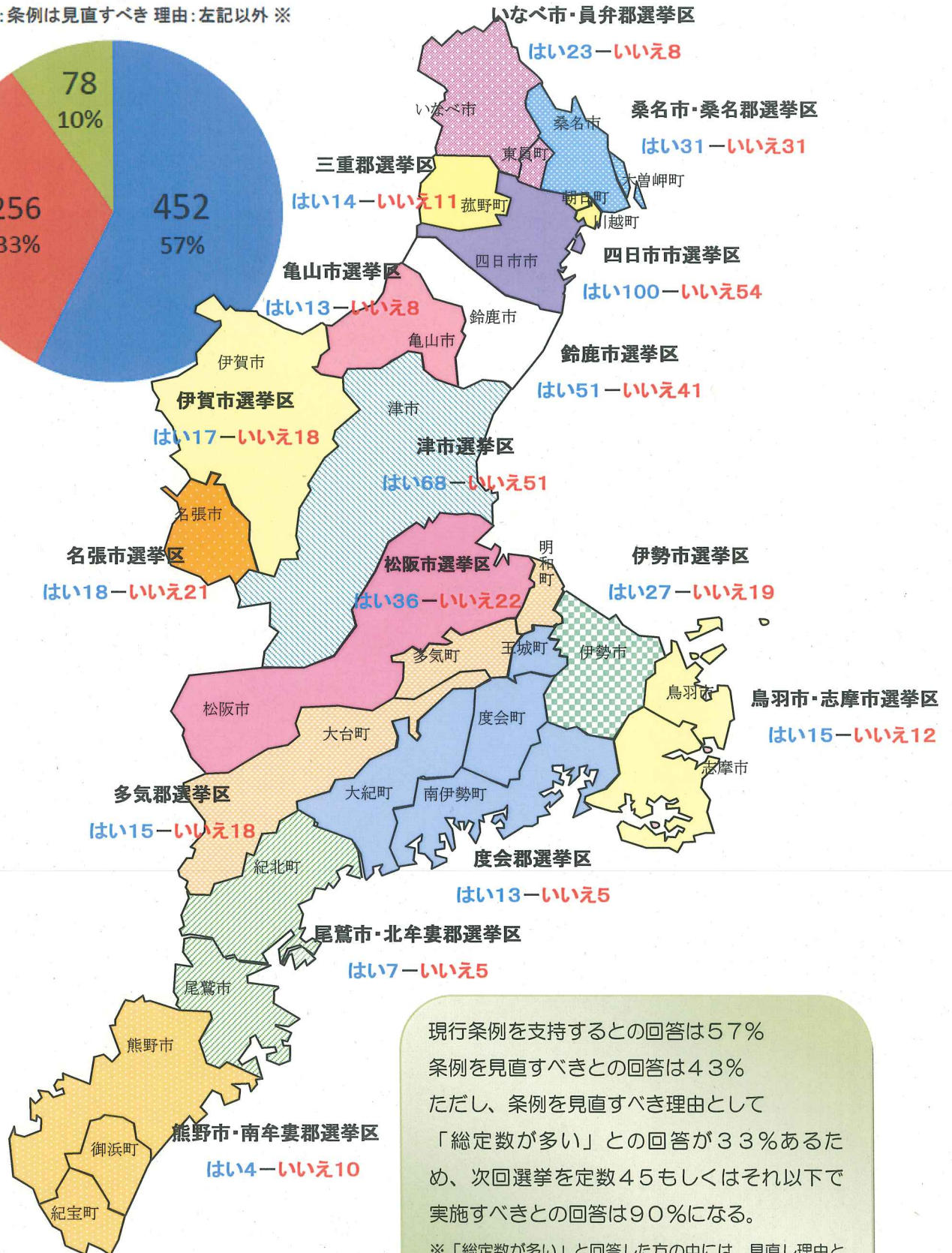
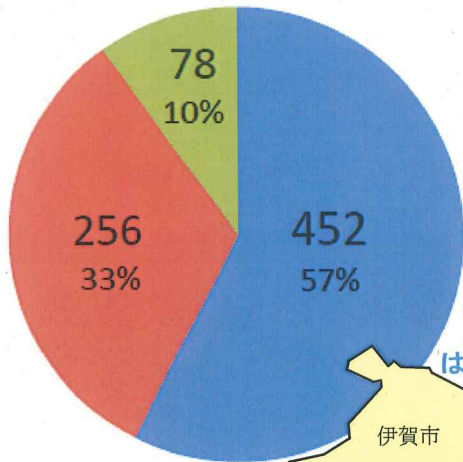


## 三重県議会議員の選挙区と定数 e モニター一回答結果

Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

- はい：現行条例を支持
- いいえ：条例は見直すべき 理由：総定数が多い
- いいえ：条例は見直すべき 理由：左記以外 ※



現行条例を支持するとの回答は57%  
 条例を見直すべきとの回答は43%  
 ただし、条例を見直すべき理由として  
 「総定数が多い」との回答が33%あるため、  
 次回選挙を定数45もしくはそれ以下で  
 実施すべきとの回答は90%になる。  
 ※「総定数が多い」と回答した方の中には、  
 見直し理由として、他の項目も複数選択した方もいます。

## Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

## 選挙区別の回答状況

選挙区	総回答数	はい: 現行条例を支持	いいえ: 条例は見直すべき	
			理由: 総定数が多い	理由: 左記以外 ※
津市	119	68	39	12
四日市市	154	100	43	11
伊勢市	46	27	12	7
松阪市	58	36	18	4
桑名市・桑名郡	62	31	26	5
鈴鹿市	92	51	35	6
名張市	39	18	18	3
尾鷲市・北牟婁郡	12	7	4	1
亀山市	21	13	6	2
鳥羽市・志摩市	27	15	5	7
熊野市・南牟婁郡	14	4	5	5
いなべ市・員弁郡	31	23	7	1
伊賀市	35	17	13	5
三重郡	25	14	10	1
多気郡	33	15	13	5
度会郡	18	13	2	3
合 計	786	452	256	78

定数 45 人もしくはそれ以下の定数を支持する回答は  
708 (452 + 256) で全体の 90%

選挙区	はい 現行条例を支持	いいえ: 条例は見直すべき	
		理由: 総定数が多い	理由: 左記以外 ※
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区	371	215	50
現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区	81	41	28
合 計	452	256	78

## 現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区

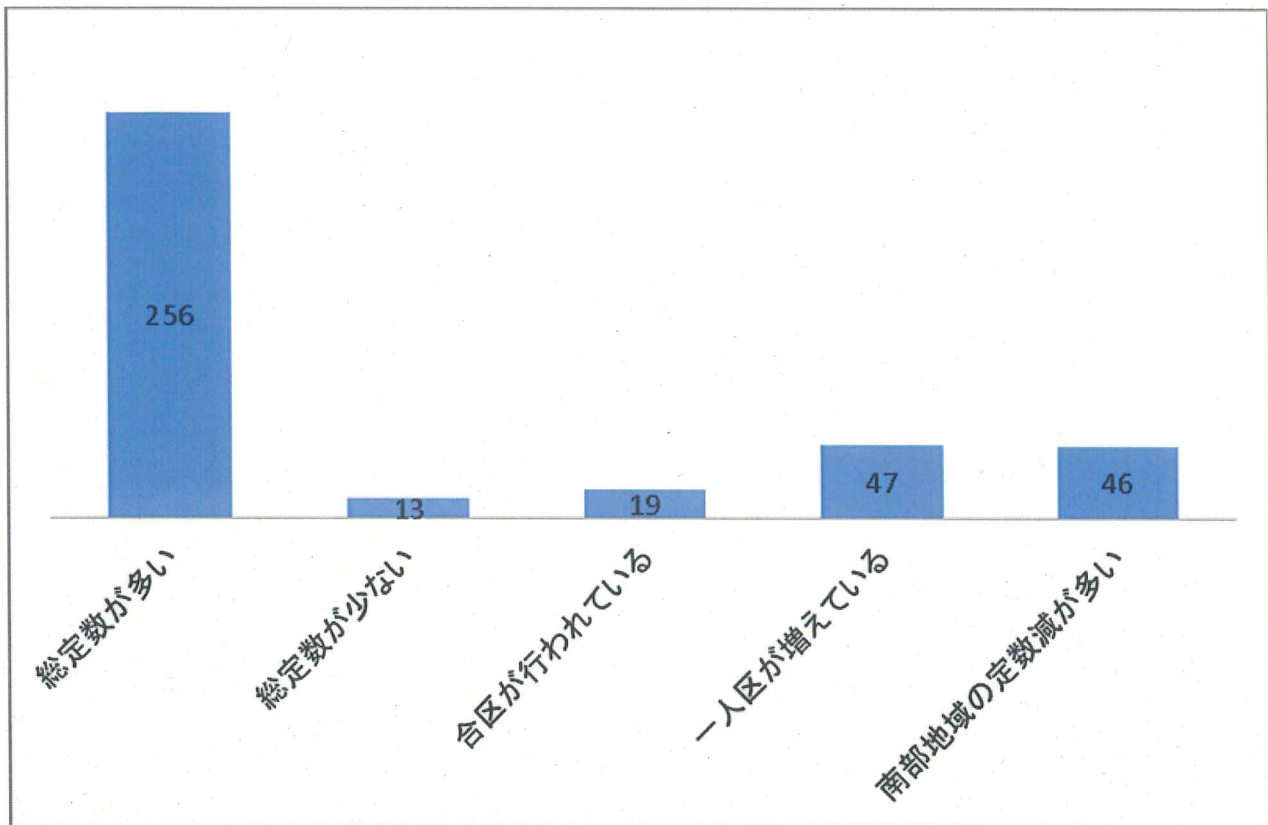
津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市選挙区、桑名市・桑名郡選挙区、鈴鹿市選挙区、名張市選挙区、亀山市選挙区、いなべ市・員弁郡選挙区、伊賀市選挙区、三重郡選挙区

## 現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区

伊勢市選挙区、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、鳥羽市・志摩市選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区



Q 現行条例（定数 45 人）を否定する理由は何か？



## 選挙区別内訳

選挙区	A 総定数が 多い	B 総定数が 少ない	C 合区が 行われている	D 一人区が 増えている	E 南部地域の 定数減が多い
津市	39	1	1	10	8
四日市市	43	1	2	10	5
伊勢市	12	2	2	3	4
松阪市	18	1	2	2	3
桑名市・桑名郡	26	2	2	3	2
鈴鹿市	35	1	3	3	3
名張市	18		1	2	1
尾鷲市・北牟婁郡	4				1
亀山市	6			1	1
鳥羽市・志摩市	5	1	2	3	4
熊野市・南牟婁郡	5		1	2	6
いなべ市・員弁郡	7		1	1	1
伊賀市	13	2	1	2	1
三重郡	10			2	1
多気郡	13	1	1	1	2
度会郡	2	1		2	3
合計	256	13	19	47	46